破産手続廃止

平成２６年（フ）第２９９号
千葉県松戸市小金清志町１―２―８　みゆきハイツ102、住民票上の住所千葉県柏市豊住５丁目４番４号　アミスターズ102号
破産者　木村　雄司
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７８５号
東京都世田谷区太子堂３丁目14番４号
破産者　有限会社アロマハウス
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７８６号
東京都世田谷区太子堂３丁目14番４号
破産者　有限会社アーバンコミュニティ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２１１号
東京都足立区新田３丁目21―15―201
破産者　井田　弘幸
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４８３号
東京都板橋区成増３丁目５―17―109
破産者　篠崎　丈市
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２号
岐阜県多治見市小名田町１丁目127番地の２、従前の住所岐阜県多治見市三笠町２丁目１番地　メゾンエトワール606
破産者　水野　英成
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４２号
岐阜県多治見市小名田町１丁目127番地の２
破産者　水野　君子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２９２６号
大阪市住之江区南港北２丁目１―10　ＡＴＣビルＩＴＭ棟４階Ａ―９号
破産者　株式会社アッパーライフ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５４号
大阪市旭区新森２丁目20番５号
破産者　有限会社自転車王
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５５号
大阪市旭区新森２丁目20―５　第２ウィート202号
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
広島県福山市引野町北２丁目７番14号
破産者　株式会社ジーソ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２７１９号
東京都新宿区西新宿２丁目６番１号
破産者　株式会社月の蔵
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１４６号
東京都三鷹市中原２丁目８―18
破産者　茂山眞司こと　李　　大秉
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７４号
東京都八王子市平町280番地１サンライフメゾンパークジュネス202号
破産者　森　喜代人
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８４号
横浜市港南区東永谷３丁目47番19―501号
破産者　株式会社青木塗装
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
金沢市田上本町29街区１番地　３―204、従前の本店所在地金沢市窪７丁目364番地伏見台ガーデンコート西尾ビル105
破産者　ルミエール株式会社
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
松江市西川津町4081番地クレセール103
破産者　株式会社ファーマーズ
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８２号
松江市東出雲町下意東1920番地12　羽入団地４号棟424号室
破産者　株式会社ＴＷＥＡＫ
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
松江市東出雲町下意東1920番地12　県営住宅羽入団地４号棟424号室
破産者　杉本　祐貴
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４０号
沖縄県那覇市牧志３丁目２番64号
破産者　新崎　敏之
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部